

○最高裁判所裁判官国民審査法

平成一九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八・四・一三法二五）
附則四条（平成二九・四・二二までに施行）

第二六条（投票及び開票に関する他の事項）この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に關しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の規定の例による場合は、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。